

代表者会議記録

平成27年5月8日（金）

杉並区議会

目 次

代表者会議について	4
会派の結成届について	5
当面の日程（案）について	5
臨時会の招集請求について	6
臨時会の日程について	7
議席について	7
申し送り事項について	10
各種審議会委員等候補者の推薦依頼について	11
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦について	11
農業委員会委員候補者の推薦について	12
委員会の構成について	12
議会運営委員会委員について	16
情報公開推進委員会委員について	19
広報委員会委員について	19
区議会だより特集号の発行について	20
その他	
(1) 議員控室について	20
(2) 政務活動費の支給について	22
(3) 会派事務員・議員秘書の届出等について	22
(4) 区議会ホームページの議員紹介メニューについて	23
(5) 出退表示器の点灯・消灯について	23
(6) クールビズの実施について	24

代表者会議記録

日 時	平成27年5月8日(金) 午前9時59分～午前11時29分	
場 所	第2委員会室	
出席代表者 (6名)	幹事長 井口 かづ子 幹事長 増田 裕一 幹事長 佐々木 浩	幹事長 渡辺 富士雄 幹事長 原田 あきら 幹事長 そね 文子
欠席代表者	(なし)	
代表者以外の出席議員	(なし)	
出席理事者	区 長 田中良 政策経営部長 白垣学 総務課長 都筑公嗣	副区長 宇賀神雅彦 財政課長 齊藤俊朗
事務局職員	事務局長 本橋正敏 議事係長 野澤雅己 庶務係主査 川原 広 議会法務担当係長 杉原正朗	事務局次長 植田敏郎 庶務係長 本島健治 調査係長 福羅克巳 担当書記 太刀川修

(午前 9時59分 開会)

議会事務局長 これより代表者会議を開会する。

杉並区議会代表者会議運営要綱第4条の規定に基づき、私、事務局長が座長として司会進行をさせていただくので、ご了承願いたい。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、区長から挨拶をいただく。

区長 本日は、選挙後の各会派の初めての代表者会議ということで、ご挨拶に伺った。まずは、改めてご当選お祝い申し上げます。

昨日も初会合の席で申し上げたが、杉並区基本構想を実現させるために、平成33年までの具体的な取り組みを示した杉並区総合計画は、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階で取り組むこととしており、今年度は第2段階の初年度に当たる重要な年である。基本構想に掲げる将来像の実現に向けた取り組みをさらに加速化させるために、実行計画事業を着実に推進してまいり所存である。特に少子高齢社会への対応や、必ず来る首都直下地震への備えなど、喫緊の課題には積極的に取り組まなければならない。加えて、まち・ひと・しごと創生法の成立を受け、杉並版総合戦略を策定し、自治体間連携にもしっかりと反映させていかななければならない。

改めて申し上げますが、議会と執行機関は区政の両輪である。それぞれの役割や立場を踏まえながらも、目指すところは区民福祉の向上であり、安全・安心のまちづくりである。お互いに切磋琢磨し、議論を重ね、区民サービスの向上に向けて努めてまいりたい。各会派の皆様のお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、3月31日に地方税法の一部が改正されたことに伴い、同日に、杉並区特別区税条例の一部改正について専決処分をした。今臨時会において、報告案件とさせていただきたいと思う。

この案件については、後ほど政策経営部長から説明させる。どうぞよろしくお願いいたします。

政策経営部長 それでは私のほうから、杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したことの報告及び承認についてご説明を申し上げます。

平成27年3月31日の地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、二輪車等に係る軽自動車税の税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から1年間延期する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を本年3月31日、杉並区条例第24号をもちまして専決処分し、同日に公布させていただいたものである。

説明は以上である。

議会事務局長 では、今の報告内容が臨時会で提案されるということで、皆様よろしいか。——それでは、ほかになれば、理事者の方は退席されて結構である。

それでは、まず席次についてであるが、今お座りの席次でよろしいか。——では、この席で代表者会議を進めていくので、よろしく願います。

それでは、最初の会議であるので、初めに、各会派の幹事長さんからご挨拶をいただければと思う。自民さんから順にお願いできればと思う。

井口幹事長 井口かづ子である。初めて幹事長をやらせていただくので、ふなれであるが、皆様お一人お一人のご協力をお願いし、頑張っていきたいと思うので、よろしく願います。

渡辺幹事長 区議会公明党の渡辺である。議会の円滑な運営にしっかり、微力であるが尽力させていただければと思うので、よろしく願います。

増田幹事長 区民フォーラムみらいの幹事長、増田裕一である。このたび初めて幹事長を務めさせていただくことになり、よく話を聞いて、またよく議論していきたいというふうに思っている。よろしく願います。

原田幹事長 日本共産党杉並区議団の原田あきらである。思えば、前回幹事長になったのは4年前、全く同じ時期で、3から4への交渉会派の問題があったときにならせていただいたために、まるで私が議会で大変な混乱を起こしたかのように思われているが、今回は、こうした混乱なく皆さんと円滑な議事の運営が図られるように、私も期待しているので、皆さんどうぞよろしく願います。

佐々木幹事長 自民・無所属・維新クラブの佐々木浩である。幹事長歴は長いですが、現行の代表者会議制度になって交渉会派になったのは初めてであるので、少しブランクがあるが、またいろいろ皆さんと勉強させていただきながら、円滑にやっていきたいと思うので、よろしく願います。

そね幹事長 いのち・平和クラブのそね文子である。幹事長も代表も初めてのことで、メンバーも新たなメンバーも加わり、また新しく会派になっているので、会派でも話し合いをしながら、こちらでも皆様に教えていただきながら頑張りたいと思うので、どうぞよろしく願います。

議会事務局長 それでは、配られている日程に沿い、順次確認等をしていきたいと思う。

《代表者会議について》

座長 それでは第1、代表者会議についてである。

まず、代表者会議の位置づけとか運営について確認をしていきたいと思う。事務局次長から説明をお願いします。

議会事務局次長 まず、代表者会議についてであるが、位置づけについては、杉並区議会会議規則第125条別表2のとおり、「一般選挙後、議会運営委員会理事会の構成員が決定されるまでの間、議会の構成等に関し、協議又は調整を行う」というふうになっている。

主な議題は、臨時会の日程、議席の調整、特別委員会を含む委員会の検討、常任委員、特別委員会委員、議会運営委員会委員、各種審議会委員など、議会人事の調整を予定している。

会議の運営に関しては、冒頭局長のほうから話があったとおり、規則、要綱により区議会事務局長が招集権者であり、座長を務め、会議を統括するということになっている。

また、構成メンバーについては、区議会会議規則により、所属議員4人以上有する会派ということになっていることを申し添える。

座長 ただいまの説明について、何かご質問等あるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、ただいま説明がありました会議規則並びに要綱に従い、この会議を進めていくので、よろしくをお願いします。

《会派の結成届について》

座長 続いて2番目、会派の結成届について、次長から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。会派は10会派、4名以上の交渉会派については、6会派となっている。

座長 昨日も配られていたが、議員氏名一覧、ただいまの説明について特に何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、この件は説明のとおりなので、ご了解願いたいと思う。

《当面の日程（案）について》

座長 3点目、当面の日程（案）について、次長から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。まず、5月18日に第1回臨時会を予定させていただきたい。それに向け、議会役職人事等について、本日から14日にかけて、計4回の代表者会議を開催したいと考えている。なお、15日については予備日ということで設定している。今回非常にタイトなスケジュールになっているので、何とぞよろしく

ご協力のほどお願いを申し上げます。

なお、臨時会終了後に、区長から第2回定例会の招集の申し入れが予定されている。会期は5月28日から6月16日までの予定であるが、特別委員会の数等々で変更がある。一応始まりが5月28日ということで押さえていただけたらと思う。

それに向け、5月19日は議運理事会、5月20日は議会運営委員会を予定させていただきたいと考えている。

座長 ただいまの説明について、何かあるか。

参考までに申すと、4年前のことを参考にする必要はないのだが、4年前は臨時会が5月30日だった。そういった意味で、12日ほど4年前より前倒しになっている。その分、代表者会議の部分が圧縮されているので、先ほどから皆様言われているような円滑な調整、運営、どうかよろしくお願ひしたいと思っている。

佐々木幹事長 何か理由はあるのか、前倒しの。

座長 1つ聞いているのは、4年前のこういった場で、4月の末に選挙があったのに、1カ月をちょっと超えた5月30日、1カ月後に議会人事等を決める臨時会をするのだと遅過ぎるのではないかと、そんなことが1点あった。

それともう1つの理由は、4年前は、年4回の本会議のうち2定は6月議会となっていたが、今現在は5月というふうになっているので、5月に2定の初日を持ってくる必要があるので、このようになったということである。ご理解願ひたいと思う。

それでは、当面の日程については、説明のとおりご了解をいただきたいと思う。

《臨時会の招集請求について》

座長 4点目、臨時会の招集請求について、次長から説明をお願いしたいと思う。

議会事務局次長 5月18日に臨時会を開会するために、自治法の規定に基づき、議員定数の4分の1、12名以上の議員の方から区長に招集請求を行う手続が必要となる。資料3をごらんいただきたい。

事前に交渉会派の幹事長に招集予定日、付議事件についてご了承いただき、交渉会派で人数案分をして、請求手続に必要な議員の方から署名押印をいただくことができた。本日午後1時に第1会派の幹事長である井口議員から区長に手渡していただく予定となっている。

なお、請求議員の内訳については、自民3名、公明2名、区民フォーラム2名、共産2名、自民・無所属2名、平和2名、計13名となっている。招集予定日は5月18日月曜日午後1時。付議事件は、資料3に記載のとおり議長、副議長選挙ほか5件、ほかに、

先ほど説明のあった区長からの付議事件、専決処分の報告、監査委員の選任同意等、2件の提出が予定されているところである。

座長 ただいまの臨時会の招集請求の説明について、何かご質問等あるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 皆様からも署名捺印いただいた招集請求書、今、私の手元にある。1時に、井口幹事長とともに区長へ提出してくるので、ご了解願いたいと思う。

ちなみに、臨時会を5月18日としているのは、事務局として、18日は、今後4年間、土日に当たらないので、毎年毎年臨時会を開いて人事案件を決めていくというのであれば、そういうことができるような日にちを選んだというふうに理解していただければと思う。

また、ほかの22区でも臨時会をいつ開こうか、準備をしているところかと思うが、18日に臨時会が開催されるというのが一番早いというふうに聞いているので、杉並はトップバッターかなと思っている。

それでは、ご了解いただいたので、本日、井口幹事長と局長で区長へ提出するので、ご了解いただきたい。

《臨時会の日程について》

座長 続いて、5番目、臨時会の日程について、次長から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料4をごらんいただきたい。日程については、記載のとおりである。

また、先ほどご説明した臨時会の招集請求を受けて、5月11日に招集告示が予定されている。この日に区長から各議員宛てに招集通知と議案が届く。資料4の臨時会日程（案）とともに全議員の方に配付する予定である。本来、控室に配付をしているが、11日の時点でまだ控室の用意ができない状況も若干残っているので、その際にはポスティングということでご了解いただきたいと思う。

座長 ただいまの説明について何かあるか。——それでは、今の説明のとおり、5月11日に区長から招集通知と議案が届き次第、臨時会日程（案）と一緒に全議員にポスティングをするということで進めさせていただく。

《議席について》

座長 続いて、6番目、議席について、次長から説明をお願いします。

議会事務局次長 区議会申し合わせ事項により、会議規則に定める代表者会議において会派ごとの枠組みを協議し、非交渉会派においては残席について協議するということにな

っている。なお、決定については本会議で行うということになっている。

資料5をごらんいただきたい。2枚ある。会派ごとの枠組みを考慮して、事務局案ということでご提示させていただく。これをもとにご協議をいただければありがたいと思う。

座長 今、本会議場の議席が案1、案2ということで2案示された。微妙に違う部分もあるが、この案についてご協議をいただきたいと思っている。もしきょうの段階でどっちかがいいというふうにまとまればそれでもいいし、まとまらないようであればお持ち帰りいただき、次回の代表者会議で再度協議というふうに考えている。

今この案1、2について質問、意見等あればお願いしたいと思う。いかがか。

議会事務局次長 ちょっと補足させていただく。今までの議席の配分状況をもとに基本的につくっている。案1、案2、同じように見えるが、通路を境に公明さんが分かれるか、案2のほうにある区民フォーラムさんが間に通路が入るかというような違いが大ききところである。ご検討よろしく願います。

増田幹事長 1人会派の方が13番で1人だけ2列目になっているが、これはどういう意図なのか。

議会事務局次長 1人会派の方に関しても、1列目が新人の方、2列目がその中でも経験年数の長い方というように考えているが、こちらに関しても、1人会派の方々の協議により、案をお示しして個名については協議をさせていただきたいというふうに考えている。

佐々木幹事長 うちと平和さんは案1でも案2でも選択肢がない。今までの経験上、例えば、うちも新人がいるので、1人だけ新人をぼつんとやると、お隣同士で相談しながらというような形のほうがベストといえればベストである。それから平和さんにおいては、通路をまたがるというのは結構しんどいところもあるので、もう少し考えて、案3、案4という、何かうまいぐあいにできれば。できなかつたらこれでもいいのだが、何かもうちょっと知恵があつたらいいかなと。今言ったように1人会派の人が全部前が出るパターンもあるわけなので。AかBかの2択ではなくて3択、4択ということもちょっと視野に入れたいなと思っているのだが。

議会事務局次長 事務局でも、きのう会派届いただき、3本、4本、つくった。こちらには2点についてお出ししているわけであるが、一番適切ではないかということで出している。今この場でいろいろご意見いただき、1人会派の問題、またその会派の中で新人の方が隣接している、また通路で離れてしまうというような課題も加味した上でうちのほうで再度つくっていく形になるが、どんどん皆さんのご意見をいただけたらと思う。

そね幹事長 平和のところだが、通路が挟まるので4人がばらばらになるというようなこ

となのだが、こちらは2人、2人、2人で希望は聞いてきているので、できれば通路をまたがないほうがいいかなと思う。2名が前になるのは構わないということだったので、ご検討いただきたいと思う。一番後ろに2人入れると置いていなくて。ただ2、2、2で横同士になりたいという希望がある。というのが言われてきていることなので、一応ここで申し上げておく。持ち帰りますが。

原田幹事長 縦に並ぶならいいよね。縦ならできるのではないですか。でも難しいよ、6名で。一番左翼席行きますか。

議会事務局次長 今6名、非常に難しいお言葉ありがたく思う。非常に難しい、6名の会派が多数あって。通路の位置、座席の位置は変えられないものである。そういう制約の中で、皆様のご意見をどこまで実現できるか。100%は無理である。そこら辺はご了承いただきたいと思う。縦がいいか横がいいかというのでも違うのではないかなというふうに思う。

増田幹事長 個別の希望を言ってもしょうがないのだが、2つ言うが、できれば通路をまたがなければいいということ、それは1つの希望としてあるが、先ほど佐々木さんからあったとおり、1人、ど新人なもので、できれば2人並んだ席のほうがいろいろいいかなと。どちらも希望を満たすということは困難であるならば、どちらかを満たしていただければというのが希望としてある。

佐々木幹事長 1番から6番の最前列なのだが、中央寄りに今やっているが、これは議決事項かもしれないが、例えば1、2、3が左寄りになったり、真ん中集めでなく、多少これを動かすことによって、2人、2人ずつとかいうようなことになる可能性はあるのではないかなと思うが、これを動かすことについては何か手続が必要か。

議会事務局次長 今まで最前列の両側が空席という状況で、議会の議場の形から扇形にするということでの配置であるので、そのあたりを変えて最前列を埋めるという形の方法も選択肢としてはあるというふうには思う。

佐々木幹事長 見た目は扇形がきれいなのだが、要するに真ん中が1議席とか2議席とかあいてもいいわけではないですか。例えば左側の翼に2人並んで、右側の翼に2人並んで、そうすると真ん中は2番と5番がいなくなるというような、ちょっと歯抜けみたいになるかもしれないが、我々の審議の便宜上は2人並びって非常にやりやすい。相談しながらということもあるので、心強いということもあるし。そういうのを配慮していただくと、少しいびつな形にはなるが、形にこだわらなければ、そういうことも検討されてもどうかかなと思う。

議事係長 もちろん、今佐々木議員おっしゃったことは十分検討してつくったつもりなの

だが。考え方として、期数の多い方は極力後ろ、それで会派ごとに固める。それと6人会派の方は一応同じような位置づけで席を配置するという考え方で、この案を出した。

それで、今おっしゃるように、別に期数で後ろの列にこだわらない、最低2人並びにする、扇形もこだわらないということをきょう今ここで決めていただければ、それなりの案をまたつくらせていただきたいと思います。ただ、かなり厳しいことは厳しい。ですので、その辺で、縦は少なくともつけようと思い、自民・無所属さんだけ1個斜めになってしまったのだが、共産党さんは過去にこういう経過もあったので、全く離れてなければということで、こういう形をつくったが、あくまでも案なので、そういうふうに決めていただければ、そのようにもう1回案を出したいと思う。

座長 今、議事係長から、期数の多い方が上のほうという条件を外して、新人の方が1人でなくて2人並びにするという約束事で、かつ最前列も歯抜け状態というか、そうなくてもいいという条件のもとであれば、もう1回、案3、案4というものがつくれるということであるが、そういった形でもう1回つくるといふことでよろしいか。

原田幹事長 例えば、33番と48番が削られて前列を2列にすると、割と組みやすいと思う。通路が問題なんでしょう。そうすると、33番と48番を削って、自民党さんがいいのであれば、うちは全然何のこだわりもないが。一番端を削って、1の隣、6の隣を2つやればいろいろなバリエーションというか、最前列に新人が1人というのは防げる。ただ、うちなんかは33番に別にこだわりはないが、48番は自民党さんは多分こだわりがあるのではないですか。それは持ち帰ってもらって。

議会事務局次長 今いろいろご意見いただき、貴重なご意見であり、全く今までの形にこだわらず、前席も使い、2人並ぶということも優先しながら、再度検討して案をお示ししたいと思うが、各会派におかれても、この案に関するご意見があれば、本日中にいただけるとありがたいと思う。

座長 では、そのようなことで、扱いとしては本日は持ち帰りということで、次回の代表者会議で案3なり案4をお示しいただけるということではよろしいか。またほかに何か注文があれば、本日中に事務局のほうへお伝え願えればと思うので、よろしく願います。

《申し送り事項について》

座長 次に7点目、申し送り事項についてである。次長から説明をお願いします。

議会事務局次長 それでは、前議長から次期新議長への申し送り事項についてご説明申し上げます。

資料6をごらんいただきたい。3点ある。まず1点目は、議員定数に関して、さきの

議会運営委員会の方でご意見を伺ったところであるが、さまざまなご意見があり、コンセンサスを得ることが難しく、新生議会において、議員報酬なども含め、議員の身分のあり方、議員定数などについて引き続き議論すること。

2点目、請願・陳情審査のあり方についても、さきの議会運営委員会で議論したところであるが、この制度は住民の声を議会に反映させる大切な制度であり、新生議会においても、他区の状況や事例を参考としながら、付託された請願・陳情の審査に努めていくこと。

3点目、政務活動費について、この間さまざまな見直しを行い、今年度からも使途基準等を見直したところである。今後も引き続き区民に信頼される制度となるよう検証、見直しに取り組むこと。

以上3点について、次期新議長への申し送り事項とするものである。

座長 前の議長から新しい議長への申し送り事項であるので、できればこのとおり新しい議長に引き継ぎをしていきたいと思うが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

《各種審議会委員等候補者の推薦依頼について》

座長 続いて8番目、各種審議会委員等候補者の推薦依頼について、事務局から説明をお願いする。

議会事務局次長 例年どおり、区長部局より議員を資格要件とする各種審議会委員について、推薦依頼が今后来る予定である。今後、議会人事と並行して決めていきたいと考えている。よろしく願います。

座長 ただいまの説明について何かあるか。個人情報保護審議会何名とか消防団運営委員会何名とか、あのリストである。まだ区長部局から届いてないので、届いたら改めてこの場で協議することとなるので、ご承知おきいただきたい。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

《東京都後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦について》

座長 それでは、次に進む。9番目、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦についてであるが、これについて次長から説明をいただく。

議会事務局次長 資料7をごらんいただきたい。任期は2年である。ことしが改選の時期となっている。候補者の推薦期限は6月30日ということになっている。臨時会で候補者を決めるということによろしいか。

なお、例年、候補者は単記無記名投票で決めているところである。

座長 先ほどの臨時会の招集請求書の事項の1つにも、この広域連合議会議員の候補者の推薦があったが、この点について何かご質問等あるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 では、臨時会の場において候補者は投票で決めるという運びにするので、ご了解願いたいと思う。

《農業委員会委員候補者の推薦について》

座長 続いて、10番目、農業委員会委員候補者の推薦について、次長から説明をお願いします。

議会事務局次長 5月31日付で、現在の農業委員の大熊議員が辞任するということである。よって、区長から選任の依頼があった。代表者会議で候補者の調整をお願いしたいと思っている。その後本会議で議長が候補者を指名するということになるが、いかがか。

座長 ただいまの農業委員会委員の関係であるが、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、例年どおり、議長が候補者を指名するという方法で行うので、今後候補者を調整していくこととなる。ご了解いただきたい。

《委員会の構成について》

座長 11番目、委員会の構成について、次長から説明をお願いします。

議会事務局次長 常任委員会について、杉並区議会委員会条例第2条に基づき、5つの常任委員会を設置しているところである。議会運営委員会も同様に第3条の2に基づき設置している。特別委員会は、第4条で、「必要があるとき議会の議決で設ける」とされている。今期の特別委員会をどのようにするか、ご協議をいただきたいと思う。

なお、資料9については、前期の委員会所管事項等の資料である。

座長 ただいまの説明について、何かご質問等あるか。——確認すると、資料9にもあるが、5つの常任委員会と議会運営委員会については条例で設置が決まっているので、特に問題はないと思うが、特別委員会について、今度この新生議会から幾つ設置するのか、あるいはどのような委員会を設置するのか、またその定数といったことをご協議願いたいと思う。その協議する資料として、今現在というか、1つ前の期の特別委員会を示した資料等がある。ご協議をいただければうれしく思う。この数等が決定しないと、常任委員会を含めた委員長のポストが幾つになるということが確定できないので、特別委員

会をどうするか、ご協議願いたいと思う。ご質問、ご意見があればいただきたいと思う。

井口幹事長 特別委員会は、このまま現状維持でいいのではと思う。

渡辺幹事長 数はこれでいいかなと思うが、災害対策は震災のこともあるしいろいろあるので置いておく。道路交通についても、ほとんど1つのことしかやってない。この辺はちょっと考えなきゃならないのかなと思う。文化芸術・スポーツは、オリンピック・パラリンピックがあるので、これは残しておいても意味があるのかなと。地方創生ということがいいとか悪いとかでなく、今まちづくりも含めて地域をどうしていくかという話もあるので、各議員もエリアの代表なので、そういうこともあってもいいのかなというふうに思う。具体的なイメージはあれだが、個人的な意見である。

議会改革だが、なくすというのではなくて、その場でやったほうがいいのか議長の直轄でやったほうがいいのか、もうちょっとリアルな感じでやってもいいかなと思う。委員会を解消するということになる、後退という形で見られるのは嫌なのだが、そうではなく、議会基本条例とかそういうものに本当に特化してやるんだったらやるとか、そういう感じで、特別委員会の意味というのか、もうちょっと外に広がっていくべき案件をやるほうが、私は委員会の意味としてはあるのかなと。議会改革は自分たちの中のことなので、例えば議運とかまた議長の直結とか、そういうところでやって、これはこれで残してもいいのかもしれませんが、もうちょっと外に広がった区民目線の委員会のほうにシフトしたほうが、やらないというのではなく、それをマイナスに捉えるのではなくて、そのイメージは各会派のあれもあるかもしれませんが、そうでなくて、前向きな形で何かやって、委員会の数を増やさないというのであれば、そういう形で1つ検討していいのかなと個人的に思う。

増田幹事長 特別委員会は、数というよりは何を調査研究していくかというところだと思う中で、特別委員会の改選前の状況を見てみると、今渡辺幹事長からもお話があったとおり、災害対策は、震災もあり水害もあるので、そういったところで、ここら辺は引き続き取り組んでいくべきかなというところである。

道路交通についても、いろいろと、地域の中で課題であったりとかそういったものもあるので、引き続きやってもいいのかなと思う。

スポーツは、文化芸術を含めるかどうか別にして、他の自治体なんか見ていると、文化と観光とかいう組み合わせでやったりとか、またスポーツとまちづくりでやったりとか、そういうふうに分けて特別委員会を設置しているところもあるので、ここら辺は、オリンピック・パラリンピックに向けてスポーツでワンイシューでいくのかというところもあるので、これは今後のいろいろな話し合いかなと思う。

それ以外のテーマで、例えば空き家対策だとか介護の問題だとかいろいろと問題はあろうかと思う。特に保健福祉委員会の場合は非常に所管が多岐に及んでいるので、常任委員会自体が長く開催される傾向があり、それぞれの問題について議論されていくということが、議論の深みという点ではなかなかという部分もあるので、特別委員会の中で、介護なのかまたは子育て支援なのか、こういったところを設置して議論をしていくのでもいいのかなというふうにも私自身感じている。

議会改革については、特別委員会に3年間私も参加させていただいているが、果たして特別委員会という枠組みが機動性があるのかどうかというところが、運用上、申し送り事項で、定数の話とかまた報酬の話とかそういったところもあるので、機動的に問題を解決するに当たって、果たして会議体が特別委員会がいいのか何がいいのか。特別委員会の設置の議論だが、議会改革は議会改革でどんな会議体がいいのかというところは議論したほうがいいのかなと感じている。

であるので、その部分はペンディングというところで、それ以外の部分と、先ほど触れたテーマの中で、特別委員会を4なのか、行革の流れの中で5を増やすということはなかなか難しいと思うので、その中でチョイスして設置していくのがベターではないかなと考えている。

原田幹事長 それぞれに必要性があると個人的には考えている。当然持ち帰りになるわけであるが、個人的な見解を言えば、それぞれ大事だろうなと思っている。

ただ1つ、議会改革特別委員会について言えば、先ほど区民フォーラムの幹事長から、実効性があるのかという話があったが、当初はすごくいい議論が、議会基本条例の制定においてあったわけである。当時の民主党の会派の代表者の方も、とてもいい発言をされていたのだが、最終的に実効性をなくしてしまったのはどこの会派なのか、区長と一緒に。そういうことがあるので、ただ、とてもいい議論ができていますなど思っている。

特に議会改革特別委員会のおもしろいところは、委員会の委員から、こういう議論をしたいという提案がよくある。ともすれば理事者から落ちてくる議題ばかりでなくて、自分たちから議題自体も考えていくというところなんかは、とても委員会らしさがあり、特に議会基本条例は最大の命題だったわけだが、今は脇におかれ、低投票率の問題なんかは、すごくいい議論が会派を超えてできていた。むしろそこをメインにやっていかないと、今回も40%であるので、前より1%上がったと言って喜んでいる場合ではないので、ここはむしろ低投票率対策というのを最大の議題に上げて、積極的に議論を交わしていったほうがいいだろうと思っている。まさに実効性のある特別委員会になっているのではないかなと私は思う。

増田幹事長 私、実効性がないとは言ってなく、機動性があるかどうかというふうに言ったので、ご理解いただきたい。

佐々木幹事長 まず常任委員会はこれでいいとして、議会運営委員会だが、次の資料10にもかかわってしまうのだが、定数12にこだわるかどうかという、これはまた後で議論しましょう。

それから特別委員会に関しては、例えば常任委員会の審議を見ていても、都市環境委員会が意外と議案が少なかったり報告が少なかったりする。そういう意味では、場合によっては、道路交通対策の部分で、都市環境委員会に戻してもいいのかなというような印象もあった。

災害対策特別委員会については、例えば災害の日とか現場に出たりとか、特別委員会の中でも特異な活発なところであるので、これは非常に有効性があるなというふうに考えていた。

文化芸術・スポーツに関する特別委員会も、内容をどうするかはまた別として、オリンピック・パラリンピックに向けて、このような特別委員会があってもよろしいのではないかなと思う。

議会改革特別委員会、私も1回所属をしたが、これを特別委員会化した目的というのは、議会改革の審議の見える化ですよね。特別委員会にすることによって議事録にも残るし、そういう意味で、対外的にも非常に杉並区議会が取り組みをしっかりとしているというような象徴的な部分だったと思う。ただし、何となく議運の下請みみたいな形のようになっていたので、私はこれは残すべきだと思うが、審議の内容とか役割とか目的とかというのは、もう1回精査して残したほうがいいのではないかなと思う。

それから、渡辺幹事長からも話があった地方創生の部分。こういうところも場合によっては新たに考えないといけない。減らして増やす、減らして増やすということになるが、4つぐらいが適当だと思う。

あと、杉並区の中でこの4年間でとりわけ課題になる、例えば子育てだとか特養の問題とか、保健福祉のほうが、先ほども話があったように非常に議論が長いとかボリュームがあり過ぎるということであるならば、それをスピンアウトして、子育てとかそういうものを特別にやるということもあり得るのかなと思う。

そね幹事長 私たちの会派では、これから大変な問題になるだろう、新しく審議会もできました空き家対策と住宅問題に関する特別委員会というのはあったほうがいいのではないかという議論が出た。というのは、都市環境にも関連し、また福祉的な空き家の対策の方法で福祉的な役割も大きく果たすのでないかということで、空き家対策だけではな

くて、総合的な住宅問題に対する特別委員会を設置したらいいのではないかという意見が出て、つくっていただければと思うが、数に関しては増やすという方向ではないと思うので、何かを減らすということになるのかなと思っている。私たちのところは、文化芸術・スポーツが必要なのだろうかという意見がある。

座長 今6人の幹事長からお話をいただいた。皆さん聞いたとおりである。当然きょう決めることは無理であるので、これについては、持ち帰って各会派のほうで決めていただく、そういったことになろうかと思っている。次回は5月12日を予定しているが、次回の場では結論を出したいというふうに思っているので、よろしく、会派内での調整あるいは6人の中での調整等々お願いしたいと思っている。

では、委員会の構成、特に特別委員会のことは、きょうはここまででよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのようにさせていただく。

《議会運営委員会委員について》

座長 続いて、12番目も委員会の関係であるが、議会運営委員会委員について、次長から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料10をごらんいただきたい。申し合わせ事項により、交渉会派の人数案分で割り当てたものである。表を見ておわかりのとおり、一番右の数字が計算で出た人数である。これを足すと13名になる。条例定数が12名ということであるので、委員数の計算で1.62の会派が4つある。このうち1会派が1人ということになると12名でおさまるといふ計算にはなる。議運理事会は、各会派1名、また議運委員長を構成メンバーとしているので、それを含めて、まずは議運の人数の配分についてご検討いただきたいと思う。よろしくをお願いします。

座長 ここでのポイントは、議会運営委員会の定数は条例上12名になっているが、今度の新しい6つの会派で案分していくと、四捨五入があるので、当然6人会派というのは同じ数が出てくるので、足すと13になるということである。事務局の案では、1人オーバーになってしまうので、6人会派の4会派のうち、どこか1つが2ではなくて1とすれば12におさまる、それでいかがかという提案かと思う。

また理事会のほうは、各会派1名で6、プラス議運の委員長で7でちょうどおさまるので、それでいいかという提案かと思うが、この件について何かあれば、ご意見を伺いたいと思う。

佐々木幹事長 先ほどもお話ししたが、要するに条例の数に実情を合わせるのではなくて、

実情に合わせて条例を変えるという発想でいくなれば、条例のほうを13に変えるというふうなことで問題ないかなと思う。この4つのうちどこか1つにしろというのも非常に酷な話なので、12が13になって何か大きな不都合があるならば、それはそれで検討しなければいけません、そうでないならば、13にするべきだというふうに思う。

座長 佐々木幹事長から、器のほう、条例を変えて13にという話があったが、それに関連して、あるいはそうでなくても結構なので、ご意見等あれば伺いたいと思うが、いかがか。

渡辺幹事長 過去にたしかこういうケースがあった。そのとき、私の記憶だと、会派同士で話をして1年交代でやったという例があったような気がする。記憶違いですかね。

増田幹事長 12の数字的な根拠って法律かなにかか。こういうケースは想定されなかったのか、過去に。

議会事務局次長 杉並区議会委員会条例において定められている。条例であるので、これに限らず、状況に合わせて変えるものも当然あるでしょうし、そのとき議論した数というのを重視すべきという考えもあるでしょうし、でなければ、毎回毎回、議運だけではなくて、ほかの委員会もそれぞれ会派構成に合わせて定数を変えるのはちょっといかなものかという事務局の知見としてはある。

増田幹事長 過去に議員定数が56とか52だったときがありますね。そのときから12なのか。

議会事務局次長 そのとおりである。52名の議員定数のときから委員会の人数は変わっていないということである。

座長 私見であるが、これからいろいろなことを決めていくと思うのだが、そのときに一番使う算式というか数字は、6会派の議員の数に応じて案分するという場が、ほかの場面でも出てくると思う。そうすると、どうしても6人の会派が4つあるので、その会派は全部、公式というか当てはめれば絶対に同じ数になる。そうするとまた、1つ足りないとか、逆に1個余るからどこか1ついくとか、そういうことが出てくるかと思う。

そういったこともあるので、こうしたらいいということではないのだが、こういったケースが今回2回目、3回目、4回目の代表者会議をやっていく中でいろいろ出てくるのではないかなというふうには思っている。それに当たって、全て器というか入れ物のほうを変えていくというふうなスタンスをとるのか、例えば、この例でいえば、マイナス1になった会派は違うケースのときにはプラス1にするとか、そういったこともあるのかなと。それは、今渡辺幹事長が言われた従前の例とは少し違うかもしれないが、そういったことも運用でやってきた部分もあるかと思う。きょう結論まではできないと思うが、条例改正で13にするのか運用で対応していくのかというところであるが、この件

に関しては、特にこれ以上ご意見とかご質問等はあるか。

原田幹事長 条例改正の場合はどういう手続になるのか。今度の臨時会で、委員会の指名の前にまずやるわけか、条例改正をやって。私は、ほかの大所の会派さんたち、自公さんとかがもしよろしいんだったら、条例改正ありではないかなと思いますが。

座長 実際に臨時会のときに条例改正すると想定した場合は、どんな事務の手順になるのか。

議事係長 当然、議員提出議案で条例の一部改正ということで出させていただいて議場で議決ということなのだが、一般的に議員提出議案を出された場合は、議運に委員会付託をして審議という形になるので、その部分をどうするかということがある。例として、とりあえず12でやっておいて、議運ができてからもう1回プラスするという方法もあるし、それはやり方だと思うのだが、一応ルールとしては今、必ず委員会付託をするということになっているので、議会運営委員会は存在しないので、できてから付託して審議という、少しごちゃごちゃした形になるかなというのと、あと、当然13にするには提案理由が必要になってくると思うので、提案理由を明確にしないと、少し変えるのが困難かなというふうには思っている。

原田幹事長 円滑な議事運営のため、ですよね。議会運営委員会というのは基本的にほかの委員会と比べた場合に、議案とか審議するというよりも、円滑な議事運営のためにあるわけで、むしろ非交渉会派の人が入れない場所でもあるので、逆に言えば、それほど重きを置き過ぎてはいけない。本当に円滑な議事運営のためだけにあればいいわけであって、私は、その観点から見たら、今回のような特殊な事情につき13にするというのはありなのでないかなと。どこか1つ削ってということはないのかなとも思うが。

増田幹事長 結論は多分きょうは出ないと思うので、過去の事例をよく調べていただいて、このケースが過去になかったのか、そこら辺でどういうふうに対処されたのか教えていただけると助かる、会派のほうに話をするときも。

渡辺幹事長 佐々木さんからの提案も理解するのだが、さっき少し話があったとおり、議運のあり方も含めて、代表者会議なので、上程するときの形ができてない。その辺は慎重にやったほうがいいかなと思う。手続論としてだけではなくて、今後のことにも影響して、嫌な前例みたいな感じにならないように、過去にこういうのがあったねということで、それがまた先にどう影響するか。特にまだ何も決まってない段階の話なので、条例を変えるということ、この辺も含めて慎重にやったほうがいいのかなと思う。

議会事務局次長 4年前にも議員提案で議運の定数1名増というのを提案された経過があるようであるが、否決されているというような記録である。

座長 4年前にも同様の趣旨の議案が出ているということですね。本会議で否決したのですね。

議会事務局次長 本会議一発である。

座長 つまり、付託とかはしないでという意味ですね。

今、過去の事例も出てきましたが、では、今ご意見伺ったこと、事務局で調べられることは調べておくので、今回のところは意見がまとまらないということで持ち帰りということで、次回改めて協議したいと思う。よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

佐々木幹事長 ある程度期限を決めていかないといけないので、これに関しては次回決定したいとか、これに関してはもっと論議やりましょうかというような、そういう後ろが見えないと延々とやり始めますので。

座長 これについても次回決定するというスケジュールのほうがいいと思うので、次回12日決定ということで持ち帰りでもよろしいか。よろしく願います。

《情報公開推進委員会委員について》

座長 次、13番目。情報公開推進委員会委員について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 会議規則上、10名以内の委員となっている。従来どおり副議長を会長とし、そのほかのメンバーは交渉会派の幹事長として、今期は7名ということでよろしいかどうかお諮りをする。

なお、18日の臨時会終了後に議長から委嘱が予定されている。

座長 情報公開推進委員会というのは、副議長を会長として、あとは交渉会派の幹事長の充て職というふうにならなってきたが、今期もこれでいいかという提案かと思うが、ご質問等含めて何かあるか。――では、説明のとおりの形で決めていくこととする。了解をいただいたと思う。

《広報委員会委員について》

座長 次は、広報委員会について、次長から説明をお願いします。

議会事務局次長 広報委員については、会議規則上7人以内となっている。従来どおり、交渉会派から1名ずつ、非交渉会派から1名選出ということでよろしいかどうかお諮りする。

なお、5月18日の臨時会終了後に第1回の広報委員会の開会を予定している。

座長 今度は広報委員会の委員の選出についてである。交渉会派から1名ずつ、あと、そ

れ以外といますか少数といますか、今回の場合は1人会派から1人選出ということでいかがかという提案であるが、ご質問等含め、何かあるか。

佐々木幹事長 そうすると、現状、交渉会派が多いので余分になるということですか。

座長 6足す1で7名を選出ということですよ。ちょうどいいということ。では、このような進め方でよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、このようにするので、各会派から広報委員1名を選出していただき、来週15日金曜日までに事務局へお伝え願いたい。非交渉会派、1人会派からの選出は、事務局で調整をさせていただく。

5月18日、広報委員会が開催されるので、広報委員になられた方には別途ご連絡を差し上げたいと思う。臨時会の後に広報委員会が開かれる運びになっている。

《区議会だより特集号の発行について》

座長 続いて、15番目、区議会だより特集号の発行について、説明をお願いします。

議会事務局次長 資料11をごらんいただきたい。恒例の新議長、副議長挨拶、また個々の議員の皆様の写真付きの紹介を主な内容としたカラー刷りの特集号である。発行予定日は6月11日。スケジュールは記載のとおりである。ご協力のほどよろしく願います。

座長 区議会だより特集号、きのう写真を撮っていただいたが、あの写真を48人分並べた区議会だよりをつくらうということである。この件については、そのように進めてよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのようにさせていただく。この特集号の紙面の構成等については、先ほど言った新メンバーによる5月18日の広報委員会で諮る、そういう運びになっていく予定である。

《その他》

(1) 議員控室について

座長 続いて、16番のその他に入る。

(1)、議員控室について、次長から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料12をごらんいただきたい。4枚の資料になっている。前2枚が2定までの暫定の配置案である。後ろ2枚が本配置の予定配置図案である。

まず臨時会までには仮の控室を調整する。これは2定の会期中まで使用する仮配置と

なり、2定後に基準面積に応じた配置調整を行う。夏休みまでには工事を終わらせる予定である。今後円滑な控室の配置調整等について、ご理解、ご協力のほどお願いをする。

資料12の1ページをご説明すると、右上のほうに基本的な方針を記している。会派の引っ越しは最小限とする、2点目は控室の改修経費は極力抑える、こういう視点で進めている。左下のほうに議員控室の基準面積の基本的な考え方ということで1人当たり8.05平米、これを基本にして、2人目以降の計算式は記載のとおりである。

この表については、暫定時、表の右から2つ目の列をごらんいただきたい。自民党の場合は基準面積より3.14平米、若干オーバーしているという暫定時の状況である。3ページ目が本配置のもので、暫定時の差をできるだけ少なくして配置方針に従ってつくったものである。こちらにも限られた面積、また既定の柱、パーティションの位置等いろいろ配慮して、その制限の中で作り上げたものである。どうかそこら辺のご理解もいただき、ご協議のほどお願いを申し上げる。

座長 この説明について何か質問、ご意見等あるか。

佐々木幹事長 8月1日の本配置に関しては、皆さんいろいろあると思うが、仮のほうに関しては、事務局もお忙しいでしょうから、できるだけ早く、できればきょうぐらいに決めてもらったほうがいいのかという感じですよ。

議会事務局次長 そのとおり早目に決めていただきたいと思うが、実際、部屋を暫定のときに1つ、右下のほうのいのち・平和クラブ、ここに今現在1つ個室のパーティションがある。その撤去の、若干、職員がやる程度の工事で落ちつくと思込んでいるが、少し難しい状況があった場合はすぐ速やかというのは難しい状況がありまして、今調査中である。

佐々木幹事長 少なくとも暫定案に関しては私の裁量で任せられているので、この事務局案で結構である。

増田幹事長 うちはこのままで結構である。余分に面積をいただき、大変申しわけないが、基本方針どおりで結構である。

そね幹事長 確認である。今のは、パーティションだけとっていただけるということか。

議会事務局次長 とる方向で行う。

そね幹事長 わかった。結構である。

座長 そうすると、今示されたうち、5月7日暫定配置案については、これでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、暫定配置案は了承された。

もう1つの8月1日からの正式な案については、これはどう取り扱えばいいか。まだ

引き続き何か……

議会事務局次長 こちらのほうは、若干日にちがありますし、かなり大きな工事という想定は今のところしていない。ただ、暫定案のほうはきょうご了承いただいたので、本配置のほうもできるだけ早く、持ち帰りの上ご了承いただければと思うし、またご意見があれば、個々に事務局のほうに早目にお寄せいただきたいと思う。来週中にはいただけたらありがたく思う。

座長 では、8月1日の正式なほうについて、持ち帰って何か意見があれば、来週中に事務局のほうへ伝えてほしいということである。それでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのように決めさせていただく。

(2) 政務活動費の支給について

座長 続いて、その他の(2)、政務活動費の支給について、次長から説明をお願いします。

議会事務局次長 まずは、平成26年度分の収支報告書並びに出納簿等について、5月1日から閲覧が開始となっている。また、収支報告書のホームページへの掲載については、7月ごろを予定している。

また、平成27年度5月、6月分の政務活動費については、5月29日に支払いを予定している。

また、今年度から四半期ごとの書類の提出をお願いしている。第1回の提出期限は7月3日金曜日となるので、提出期限の厳守をよろしくお願い申し上げる。

また、平成25年度分の政務活動費については、先般4月30日付で監査委員宛てに住民監査請求が提出されたところである。これに対する議員の方々からの抗弁書の提出を、該当する議員の方にご依頼している。来週11日月曜日が提出締め切りとなっているので、あわせて提出期限の厳守をお願い申し上げる。

座長 ただいまの説明について、何かご質問等あるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、この件については、説明のとおりご了承願いたいと思う。

(3) 会派事務員・議員秘書の届出等について

座長 次は(3)、会派事務員・議員秘書の届出等について、説明をお願いします。

議会事務局次長 改選後、会派が新たに結成されたことに伴い、引き続き継続の人であっても改めて会派事務員及び議員秘書の届け出を議会事務局庶務係のほうへお願いしたい。

また、印刷室等での作業の際には、保安上、会派の名札着用の徹底をお願いする。名称を変更した会派に対しては、改めて名札の配付を予定している。

座長 ただいまの説明について、何かご質問等あるか。——それでは、この件は、説明のとおりご了承いただけたと確認した。

(4) 区議会ホームページの議員紹介メニューについて

座長 (4)、区議会ホームページの議員紹介について説明をお願いする。

議会事務局次長 各議員の皆様方のメールアドレス、またホームページのURLについては、議員名簿に関する届に記載いただいたとおりに掲載をする。また、こちらに載せる写真についても、5月7日に撮影した写真を掲載するということになっている。よろしくをお願いします。

座長 ただいまの説明について、何かあるか。——それでは、この件についても、説明のとおりご了承願いたいと思う。

(5) 出退表示器の点灯・消灯について

座長 次、(5)、出退表示器の点灯・消灯について、次長から説明をお願いする。

議会事務局次長 登庁、退庁の際には、必ず表示器の操作を忘れずにお願いします。多くの理事者は、この表示器を目安に議員の皆様方とのお話等を予定しているので、よろしくご協力のほどお願いします。

また、特に定例会のときは、区議会会議規則第1条、議長への応召通告の表示でもあるので、お忘れなくお願いします。

あわせて、若干お願いをする。退庁時の控室施錠するときの消灯、また今の時期、窓をあける機会も増えてくるので、窓を必ず閉めるようにお願いします。消灯せず窓が全開状態で帰られる控室も時折見受けられるという報告を受けているので、徹底のほどよろしくお願い申し上げます。

座長 今引用した会議規則第1条というのは、議員は、参集したときにその旨を議長に通告しなければならないという、それを表示器で表示しているという意味ですよ。

議会事務局次長 そのとおりである。

座長 ということなので、点灯、消灯方よろしくお願いたいと思う。

この件よろしいか。——それでは、説明のとおりご了承願いたいと思う。

(6) クールビズの実施について

座長 (6)、クールビズの実施について、説明をお願いします。

議会事務局次長 4月28日の議運理事会で、区長部局と同様に、5月1日から10月31日までクールビズ期間として実施することを決めている。省エネに向けてのご理解、ご協力、よろしくお願いします。

座長 ただいまの説明のとおり、ことしも5月1日から10月末までの期間、クールビズを実施するというのでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長 では、そのようにいたしたいと思う。

本日の議題は以上である。

原田幹事長 会派議員氏名一覧で言えばよかったのかなと思ったのだが、会派の順番について若干気になっていて、6名の会派が4つあるのだが、今は3番目に区民フォーラムみらいが来る。一般的には、それこそホームページだって上からばっと見ても、第3党に見えるわけですね、率直に言って。意外にこれはあるなど、こだわる部分もちょっと出てくるなど思っていて。

ちなみに、区民フォーラムみらいが3番目に来たというのは一定の基準があつてのことなのかどうか、それをちょっと知りたい。

座長 これはたしか届け出順になっている。

原田幹事長 同じ議員数で届け出順。

座長 事務局のほうで、正しい申し合わせ事項等あつたら説明をお願いします。

議会事務局次長 今座長からお話があつたように、届け出順で記載されている。

原田幹事長 届け出順だったらしょうがないのですが。

座長 例えばこの構成のまま1年、2年とかたっていくと変わるとか、そういうのはありませんでしたか。

佐々木幹事長 以前もあつたが、予算委員会、決算委員会でこの順番がずっと引用されるといけないということなので、コストリカでないけれども、予算委員会と決算委員会だけ少し入れかえたりなんかしたというような過去の知恵はある。ホームページ上はこういうふうになっているが。

議事係長 ホームページ上はちょっと決めてないのだが、従来だと、交渉会派で同数の場合は、前は2つだったのだが、1年交代ということにしていた。お配りしている先例集にもその旨は書いてあると思うが、今までのルールでいくと、1年交代。であるので、今回4つなので順繰りということになるかと思う。

原田幹事長 であれば、異議はない。

座長 1年後このままであったら、そのとき考えるということは了解しておく。
それでは、皆様方の円滑な推進へのご協力で、無事本日の議題は終わった。
本日の代表者会議はこれで閉会する。

(午前11時29分 閉会)